

その他の建築工事業における激突され災害の死傷災害発生事例（2017年）

2017年発生月	時間	死傷災害発生事例	年齢	労働者規模
1	9～10	解体工事現場で解体作業中、トラックの後ろの扉を閉めようとしたところ、重機がバックをして来てキャタピラーに右足を轢かれた。	36～9	1
1	11～12	コンクリート撤去作業中、ダンプカーがスリップして動かなくなり、運転手がダンプカーからはなれたため、バックホーを運転者がバックホーを降りてダンプカーに乗り、事故を起こしてしまった。	62～9	1
1	15～16	4tダンプで産業廃棄物（コンクリート）を荷下ろしする際、ダンプ荷台を上げて中立にした状態で、荷台に引っ掛かっていたコンクリート殻を手で引っ張って降ろす作業をしていた。ダンプ荷台の鉄板は、荷下ろししたコンクリート殻に少し引っ掛かった状態だった。上げた状態で中立にしていたはずのダンプ荷台が、少しずつ降下しているのに気付かず、作業を継続していたところコンクリート殻に引っ掛かっていた鉄板が外れ、勢いよく動きだし、その際にダンプ荷台と鉄板の隅に左手の甲を挟み、打撲した。	33～9	1
3	13～14	工事現場で伐採作業中、切り倒した木がバックホウに当たり、その反動で根の部分が持ち上がりチェーンソーを払いのけ、伐採木が足に接触した。	76～9	1
4	9～10	鉄骨倉庫を解体中、鉄骨と鉄骨を継いでいるC型鋼（約6cm角）をハンドカッター使用して切断していたところ、ハンドカッターがはじかれて被災者の左顔面に当たった。	50～29	10
		店のサイン工事施工中、若干の傾斜地に駐車してあった高所作業車輛のアウトリ		

6	11~ 12	ガーの収納作業をしていたところ、当該車輛のサイドブレーキのかけ方が緩かったため、アウトリガーが外れたと同時に自然に当該車輛が後退し始め、慌ててアウトリガーを再度かけようと操作したが間に合わず、そのまま後方に駐車中の他の車との間に挟まれたものである。	40	1 ~ 9
7	15~16	資材置場でトラックからユニックで材料をおろす際、材料がゆれ顔に当たってケガをした。	36	1 ~ 9
7	11~12	小学校で門柱解体の作業をしているときに、切断機（エンジンカッター）で、コンクリートの門柱を切断する際に、門柱内に鉄筋があることを想定し作業を進めていたが、集中力・注意が足りなく切断機の刃が鉄筋に当たり、切断機が跳ね返り切断機の刃により顔左側を切ってしまった。	25	10 ~ 29
7	11~12	足場の上でコンクリート壁はつり中にドリルを使用し穴をあけていたが鉄筋にドリルの刃がくいこみその反動でドリル本体が顔にあたり骨折した。	36	1 ~ 9
7	11~12	建物底の修繕作業で、下地木材を固定したボルトをサンダーで切断していたところ、機械握り手部分が梁に当たり、機械が跳ね返り腕に当たった。	61	1 ~ 9
7	14~ 15	木造2階建ての基礎工事現場で、トラックを移動するにあたって指示した場所とは違う場所に停車をしてしまい、その場所が坂道でサイドブレーキの引きがあまりのと、ローギアに入れていなかった為にトラックが下がり、それを止めようとして後方にある電柱とトラックに挟まれた。	38	1 ~ 9
7	15~ 16	倉庫でトタン板を整理中、スコップの先を誤って踏み、反動で胸を強打した。	72	30 ~ 49
7	15~ 16	資材置場でトラックに足場材を積んでいたところ、足場材がトラックから落ちて、左下脇腹に接触した。当日は軽い痛みだけであったため、引き続き作業を行ったが、後日、痛みの他に貧血等の症状がでた。	37	1 ~ 9

9	16～ 17	地内の空気弁筐修繕工事現場にて、空気弁筐を交換後、堀削したところを碎石で埋戻し転圧していたところ、下層にコンクリートのボックスカルバートがあったことで、転圧機械のダンバーが跳ね返り、左足親指、人差し指に着地し負傷した。	47	～ 29	10
9	15～ 16	駅地下1階コンコースの手洗所内において、壁面の解体工事作業をしているときに、作業員が既存のALC壁パネルの一部を取り外そうとして上部結合部を切断したところ、通常は前に倒れるはずの壁パネルが、切断の勢いで横に滑り、近くにいた被災者が避けたものの被災者の足に接触して被災した。	32	～ 29	10
9	15～ 16	山林を切り開く整地工事中、伐採した木材をバックホーで挟み運搬する際に、機械の作業範囲内に作業員が居ない事を目視で確認できないまま作業を続けた、作業員も機械の稼働範囲である事の認識が無かったため退避が間に合わず木材が左足に当たり受傷した。	57	～ 9	1
9	13～ 14	倉庫にて重機のバケットを片付けるのにバケットを単管で吊り上げた所、バケットが傾いて単管を滑り単管とバケットで左手人差し指を挟む。	48	～ 9	1
10	9～ 10	PBφ150ガス管新設工事において、被災者が既設管を手握りで確認する際、重機で手前を掘り下げるよう指示をしたが、誤って重機のバケットが被災者の右手甲に接触し、握っていたスコップとバケットの間に手が挟まれ、右手の甲を負傷したものの。	55	～ 9	1
10	16～ 17	解体工事現場にて解体作業中解体材を片付けるため、被災者は重機の左後方より前方へ移動していた。重機の左前方（約3m）にさしかかった際、重機のハサミで掴んだ木材が折れ、木片（4cm×4cm×1m）が被災者の右手及び腹に当たり被災、右手小指付根を骨折した。	34	～ 9	1
11	10～ 11	小学校内にて木の伐採作業中、木が倒れてくる場所に被災者が誤って立ち入ってしまった、倒れてきた木を咄嗟に受け止めようとした際、右手中指・薬指を裂傷した。	61	～ 29	10
12	14～15	会社作業場で、塗装の吹き付けに使用するエアレスの点検中、吹き付け口が詰まって塗料の出が悪かったので、右手示指でエアレスガンを手前に引きながら、左示指で取り除いていた時、詰まっていたものが取れたため、高圧で噴射された塗料が左	42	～	10

		示指に入り込み負傷した。		29
12	11~12	4F外部足場せり上げ作業中に、建枠を積む際に接続部に皮手袋が挟まり、一度取り外して取ろうと、建枠を上を持ち上げた時にバランスを崩し、床のアンチに接触してバウンドし、顔に当たり負傷した。	49	1 ~ 9
12	10~11	1階店舗部コンクリートスラブ上で、被災者は徒歩で移動し、電工（加害者）は奥にある高所作業車を中央部に移動しているときに、被災者は右肩にアルミ製（長さ1800）の脚立を抱え、電工は高所作業車を移動するのに邪魔なフォークリフトを動かした。駐機していたフォークリフトのバックレスト部にビティー枠が9枚立てかけてあり、固定されていなかったが、電工がツメで持ち上げた。ツメを下ろすときに枠6枚が前方に倒れ、「危ない」の声でしゃがみ込んだ被災者の右肩部に当たり、被災した。	22	1 ~ 9

出典：https://anzeninfo.mhlw.go.jp/anzen_pgm/SHISYO_FND.aspx(職場のあんぜんサイト)

Return to：https://www.jisha.or.jp/international/topics/202206_09.html